

令和2年度 第2回 静岡県社会福祉施設等感染症クラスター対策協議会

日 時 令和3年3月17日(水)

18:00～

会 場 札の辻クロスホール

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1)静岡県内の福祉施設における新型コロナウイルス感染症クラスター発生状況
について

(2)福祉施設における新型コロナウイルス感染症対策について

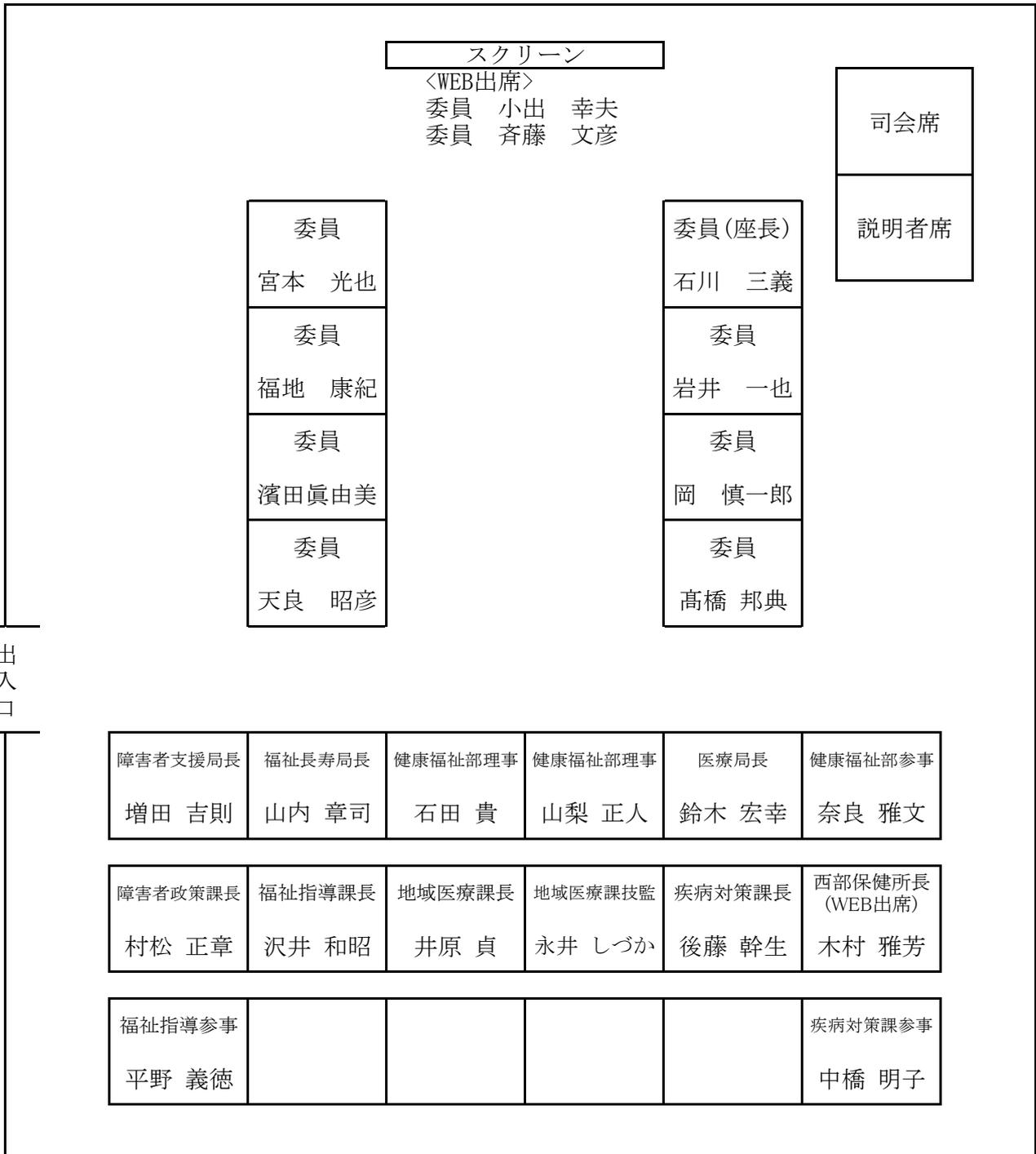
4 そ の 他

5 閉 会

令和2年度 第2回 静岡県社会福祉施設等感染症クラスター対策協議会 配付資料

座席表		1
委員名簿		2
事務局名簿		3
静岡県社会福祉施設等感染症クラスター対策協議会設置要綱		4
資料1	静岡県内の福祉施設（高齢者・障害児者）における新型コロナウイルス感染症クラスター発生状況（総括）	5
資料1	静岡県内の福祉施設（高齢者・障害児者）における新型コロナウイルス感染症クラスター発生状況（個別） <u>（会議終了後回収）</u>	6
資料1-2	クラスター発生件数	7
資料1-3	施設種類別感染率	8
資料1-4	クラスター拡大原因	9
資料1-5	FICTの介入経験に基づく課題と提案	10
資料1-6	施設種別データ一覧	11
資料1-7	感染発生から収束まで長期間となっている施設の感染者の発生状況	12
資料2	福祉施設における新型コロナウイルス感染症対策	13
参考資料1	第1回静岡県社会福祉施設等感染症クラスター対策協議会での主な御意見と対応	15
参考資料2	「コロナと闘う、私たちはみんな仲間」共同声明文	16

令和2年度 第2回 静岡県社会福祉施設等感染症クラスター対策協議会
座席表



静岡県社会福祉施設等感染症クラスター対策協議会委員名簿

50音順

氏 名	所 属	役 職	出 欠
いしかわ みよし 石川 三義 (座長)	静岡県老人福祉施設協議会	相談役	出席
いわい かずや 岩井 一也	公益社団法人 静岡県病院協会 地方独立行政法人 静岡市立静岡病院感染管理室	室長	出席
おか しんいちろう 岡 慎一郎	一般社団法人 静岡県医師会(医療介護連携担当)	理事	出席
こいで ゆきお 小出 幸夫	静岡県老人保健施設協会	会長	WEB 出席
さいとう ふみひこ 斉藤 文彦	静岡県小規模多機能型居宅介護事業者連絡会	代表	WEB 出席
たかはし くにのり 高橋 邦典	社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会	常務理事	出席
てんら あきひこ 天良 昭彦	静岡県知的障害者福祉協会	副会長	出席
はまだ まゆみ 濱田 眞由美	公益社団法人 静岡県看護協会教育研修部	感染管理 認定看護師	出席
ふくち やすのり 福地 康紀	一般社団法人 静岡県医師会(感染症対策担当)	理事	出席
みやもと みつや 宮本 光也	静岡県認知症高齢者グループホーム連絡協議会	副会長	出席

静岡県社会福祉施設等感染症クラスター対策協議会 事務局名簿

所属	役職	氏名
健康福祉部(医療介護連携対策・社会健康医学推進担当)	理事	いしだ たかし 石田 貴
健康福祉部(感染症対策担当)	理事	やまなし まさひと 山梨 正人
健康福祉部 福祉長寿局	局長	やまうち しょうじ 山内 章司
健康福祉部 福祉長寿局 福祉指導課	課長	さわい かずあき 沢井 和昭
健康福祉部 福祉長寿局 福祉指導課	参事	ひらの よしのり 平野 義徳
健康福祉部 障害者支援局	局長	ますだ よしのり 増田 吉則
健康福祉部 障害者支援局 障害者政策課	課長	むらまつ まさあき 村松 正章
健康福祉部 医療局	局長	すずき ひろゆき 鈴木 宏幸
健康福祉部(医療人材確保・健康危機管理担当)	参事	なら まさふみ 奈良 雅文 (医師)
健康福祉部 医療局 地域医療課	課長	いはら ただし 井原 貞
健康福祉部 医療局 地域医療課・疾病対策課 (クラスター対策機動班 検査支援スタッフ長)	技監	ながい しづか 永井 しづか (医師)
健康福祉部 医療局 疾病対策課	課長	ごとう みきお 後藤 幹生 (医師)
健康福祉部 医療局 疾病対策課 (クラスター対策機動班 調査支援スタッフ長)	参事	なかはし あきこ 中橋 明子 (保健師)
健康福祉部 西部保健所 (静岡県保健所長会会長)	所長	きむら まさよし 木村 雅芳 (医師)

静岡県社会福祉施設等感染症クラスター対策協議会 設置要綱

(目的)

第1条 静岡県は、社会福祉施設等で新型コロナウイルス感染者が発生した場合においても、施設機能を維持継続し、入所者が安心して生活することができるよう支援するための対策を協議することを目的として、静岡県社会福祉施設等感染症クラスター対策協議会（以下「対策協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 対策協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 感染症クラスター発生時の医療と福祉の連携
- (2) 支援を必要とするあらゆる社会福祉施設等への応援職員の派遣
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 対策協議会は、医療関係者、福祉関係者、学識経験者その他の関係者からなる委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から1年間とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 対策協議会には、委員の互選により、座長を置く。
- 4 座長は、対策協議会の業務を統括する。

(運営)

第4条 対策協議会は、座長が招集し、対策協議会の議長となる。

- 2 対策協議会には、必要に応じて、委員以外の関係者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 3 委員は、代理人を対策協議会に出席させることができる。

(庶務)

第5条 対策協議会の事務局は、静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、対策協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月2日から施行する。